

新型コロナウイルス感染症に関する減免フロー図

①新型コロナウイルス感染症にかかり、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った。

はい

いいえ

減免を受けられる可能性があります。
申請書等を記入し、必要書類を添付のうえ、市区町村窓口へ申請してください。

②新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主な生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入のいずれかの令和2年の収入が、令和元年に比べ3割以上減少する見込みである。
また、3割以上減少する見込みの収入について、令和元年の所得がある。(事業、不動産、山林収入であれば収入から必要経費を引いた額がプラスであり、給与収入であれば収入が65万1千円以上である。)

はい

いいえ

③世帯の主たる生計維持者の令和元年の合計所得金額(総所得金額、山林所得金額、株式・土地建物等の長期(短期)譲渡所得金額等の合計額)が1,000万円以下である。
また、この額から②のうち3割以上減少する見込みの収入額に係る所得額を差し引いた額が400万円以下である。

はい

いいえ

この制度の減免対象には該当しません。

減免を受けられる可能性があります。
申請書等を記入し、必要書類を添付のうえ、市区町村窓口へ申請してください。